

国民年金だより

お知らせ
国民年金保険料が納められない
そんな時は免除制度があります

☆申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免除）」制度があります。

全額免除及び一部納付の対象となる所得の目安

(審査は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得で行います。)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度ですが、一部保険料を納付しなかった場合は未納と同じになりますので、将来の年金額に反映されません。又、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※一部納付は3種類です。
4分の1納付(保険料額350円)
↓年金額6分の3
2分の1納付(保険料額700円)
↓年金額6分の4
4分の3納付(保険料額1050円)
↓年金額6分の5

☆若年者納付猶予制度
他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳代)の方は、申請すれば、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度となっています。

☆申請及び承認期間
承認期間は7月から翌年6月までです。現在免除等の承認を受けている方が、引き続き申請をされる場合は、できる限り7月中に申請されるようお願いいたします。

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

☆退職(失業)による特例免除
特例免除は、申請する年度又は前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

☆承認を受けた期間は：
全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます(一部納付(免除)は、一部の保険料を納付しないと未納になります)。

又、老齢基礎年金の金額を計算するときには、下図のとおり減額又は反映されないことになっていきますのでご注意ください。

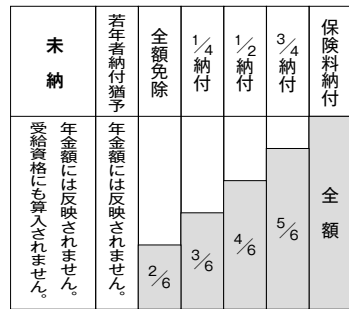
なお、10年以内であれば追納することができますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします(3年度目以降に保険料を追納する

うお願いいたします。

場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。申請手続きは町民課・国民年金担当窓口にて受け付けております。

学生の方には「学生納付特例制度」(今年度から在学予定期間の記入が必要になりました)がありますので、ご相談ください。

学生の方には「学生納付特例制度」(今年度から在学予定期間の記入が必要になりました)がありますので、ご相談ください。



○第2土曜日は年金相談日
7月14日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っております。

問い合わせ
高知西社会保険事務所
☎ 875-1717

法務局から
供託の新しい制度
オンライン申請・
電子納付について

法務局で取り扱っています
供託(地代・家賃・滞借等)の手続きにつきましては、自宅や事務所のパソコンを利用して供託所の窓口に出向くことなく、インターネットによるオンライン申請が可能となりました。

休日・時間外の年金相談のお知らせ(7月)
○第2月曜日は19時まで
7月9日(月)は県内4つの社会保険事務所において、受付時間を19時まで延長して年金相談を行っております。
又、高知東社会保険事務所では、7月2日(月)、17日(火)、23日(月)、30日(月)につきましても、19時まで延長しています。

又、供託金の納付の方法も、インターネットバンキングやペイジーマークのあるATMを利用した電子納付が可能となるなど、より利用しやすい制度となっております。
供託手続き、オンライン申請・電子納付についての詳しいことは、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>)、又は高知地方法務局供託課 (☎ 822-3458(代表)) へお問い合わせください。